

運営理事会協議結果（議長諮問事項）

【議員定数について】

協 議 結 果
(多数意見) ・ 現行定数から6人減員し、86人とする。
(少数意見) ・ 現行定数から12人減員し、80人とする。 ・ 法定上限数の96人とする。